

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度 第2回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会
日時	令和3年8月6日(金) 14:00~16:18
場所	市役所本庁舎南館4階大会議室
出席者	会長：井上 尚之 副会長：千田 眞喜子 委員：秋山 清, 山口 能成, 樋口 勝紀 浅田 信二, 桑田 敬司
事務局	森田市民生活部長, 藪田環境施設課長, 尾川市民生活部主幹, 北條収集事業課長, 永田環境施設課管理係長, 荒木環境施設課施設係長 山城環境施設課主査, 高木環境施設課課員, 林環境施設課課員
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 芦屋市一般廃棄物処理基本計画の概要について
- (2) 指定ごみ袋の導入について
- (3) 芦屋市環境処理センター施設整備について

2 資料

- 計画策定資料1 芦屋市一般廃棄物処理基本計画概要(案)
- 計画策定資料2 芦屋市指定ごみ袋導入(案)
- 施設整備説明資料 鏡
- 施設整備資料1 スケジュール
- 施設整備資料2 処理センターパンフレット
- 施設整備資料3 基本構想策定について
- 施設整備資料4 宝・尼・三 概要版, 本編(画面共有)
- 施設整備資料5 ごみ処理の現状及び課題
- 施設整備資料6 ごみ処理技術の動向に関する調査他(画面共有)

3 審議内容

開会

(井上会長)

会議の公開については, 特段非公開にする理由がございませんので, 公開にしたいということですが, いかがでしょうか。異議がありましたら挙手していただけますか。

(異議なし)

皆様の了解をいただきましたので, 公開で進めさせていただきます。事務局から会議録に

ついて説明をお願いします。

(事務局 高木)

会議録作成のため、ICレコーダで録音させていただきます。

(ICレコーダ設置)

(事務局 高木)

委員の皆様が発言につきましては、お名前が入った会議録として、市役所1階の行政情報コーナーと本市ホームページにより公開することになりますので、御了承ください。

また、マスク着用で御発言が聞き取りにくくなることもございますので、録音の都合上、発言の際はマイクを利用させていただきますよう御協力お願いいたします。

(井上会長)

そういたしましたら、傍聴人について報告をお願いします。

(事務局 高木)

傍聴の方がおられませんので、このまま進めさせていただきます。

改めまして、ただいまから、令和3年度第2回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

私は、本日、司会進行をさせていただきます環境施設課の高木と申します。よろしく願いいたします。

なお、本日の審議会におきましては、感染症拡大防止の観点から、委員の皆様には事前に検温をしていただいております。入室前にアルコールでの手指消毒、会議中のマスクの着用にご協力いただいております。また、窓も開放し、換気に努めております。

それでは、井上会長様、議事の進行をよろしく願いいたします。

(井上会長)

議事に入りますが、今、事務局からの話にありますように新型コロナウイルス感染症拡大予防対策がございます。その観点から会議もスムーズに進行ができればと思います。御協力のほどお願いいたします。

それでは、次第の2番(1)の芦屋市一般廃棄物処理基本計画の概要について、事務局様から説明をお願いいたします。

これは永田さんですね。

(事務局 永田)

すみません、永田のほうより御説明させていただきます。

そうしましたら、前の画面の関係で電気のほうを暗くさせていただきます。

あと、前の画面とお手元のこの計画策定資料1というのが同じものになりますので、見や

すいほうどちらを見ていただいても結構です。文字が小さい部分もありますので、画面で見にくいということであればお手元の紙のほうを見ていただきますようお願いいたします。

では、座りながら説明させていただきます。

芦屋市一般廃棄物処理基本計画概要ですけども、皆さんに昨年からお話しさせていただいているとおり、今この芦屋市一般廃棄物処理基本計画をつくり直しています。つくり直す新しい計画の概要を今から説明させていただきます。

芦屋市一般廃棄物処理基本計画の概要ですけども、持続可能な循環型社会を目指すため5つの基本方針を策定し取り組みます。一番下、赤字で書いていますが、単なるごみ処理にとどまらないものとしします。要は今までの計画というのは、ごみをどう処理していくか、どれぐらい量を減らすかとか、ごみの話が基本だったのです。ごみの計画なのでそのごみをどういうふうに燃やしますかとか、分別しますかとか、そういった話が基本だったのですけども、今やっぱり時代も変わってきますし、もともとこの計画をつくったときの基本理念、「わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します」という基本理念がありますので、その基本理念にも沿って5つの方針を立てて取り組んでいきたいと思えます。考え方としては、今回何回も触れさせていただくのですけども、単なるごみ処理にとどまらない計画にしようということです。

というのが、そもそもごみを減らせ、減らせとか、どこの市の計画を見ても、それはパンフレットとか案内を見ても、ごみの減量であるのですけども、なぜごみを減らすのかとか、なぜ資源循環をするのかとか、案外そういうようなところは触れていないのです。そもそも何ですかのかといったら、住みやすく持続可能な芦屋を目指しますということで、やっぱりごみというのは誰もが出しますし、どの世代にも影響します。福祉の計画であれば結構高齢者限定とかいうのもあるのですけども、ごみは若い人も当然出しますし、また事業所も排出します。ですから、誰もの生活に大きく関わってきます。

また、地球環境とか、そういった大きな視点でも関わってきますので、単に本当にごみ処理にとどまらず地球環境や市民生活、社会経済活動を守っていくことも考えましょうということです。

例えば、ごみの燃やす量が多ければ、その燃えた灰は大阪湾に埋め立てています。ということは、この最終処分量が多ければ多いほど海を埋め立てていますので、その点でもその地球環境1つ取っても影響は出てきます。やっぱり資源というのは、要は限りがありますので、使えるものは使い続けるということが必要ですし、また今日もものすごく暑いですよ。となると、二酸化炭素の削減、温室効果ガスというのも実質排出量ゼロを目指したり、やっぱりごみ処理するとお金がかかりますので、それを持続していくためにはやっぱりお金というのは必要ですので、そういう意味ではそこを目指していきましようというところ、それによって生活の基盤である地球環境の維持とか、環境保全とか、そして環境保全の取組が社会・経済の発展につながるとか、そこまで意識した計画にしていましようということ

でつくっています。

もう一つ、計画策定の背景の2ですが、世の中を取り巻く環境の変化ということで、大きく変動した環境を取り巻く背景の変化に対応していく必要があります。本当にここ数年ものすごく変わりました。例えば、レジ袋の有料化とかあると思うのですが、これだけじゃなくて、それこそ2050年のカーボンニュートラルとあって、まさに二酸化炭素ゼロを目指そうという取組があったりとか、プラスチックの資源循環法で、容器包装プラスチックと言われるそのペットボトルのラベルだけじゃなくて、子供のおもちゃのプラスチックもどうにかしていこうとか、食品ロスの話だとか、こういった世の中では最近テレビでも言われるSDGs、持続可能な開発目標であったりとか、今まで本当にごみはごみ処理という世界だったのが、ごみはエネルギーに換えましようだとか、資源循環していきましようとか、こういった話が変わってきていますので、そういったところも考えた計画にしていこう必要があると思っています。

芦屋市の現状と課題は今まで皆さんにもお伝えさせてもらっていましたが、1日1人当たりのごみ排出量とか、事業系ごみの排出量はトータルで見たらその5年前に立てた中間目標は達成しているのですが、家庭系ごみの排出量はやはりちょっと多かったり、集団回収量やリサイクル率についてはやっぱり世の中から新聞がなくなってきたこともあるのですが、目標達成していなかったり。また、芦屋市のごみの排出量は下がってきていますが、やっぱり兵庫県では多いですので、そういったところを取り込んでいく必要があるということで、これは前回のときにも使ったスライドなのですが、皆さんにここで同意していただいた中で、今の芦屋市の現状と課題、やっぱりこれは課題として残っていますねということで、ごみの減量、資源化だけじゃなくて、安定したごみ処理ですね。水銀の問題でちょっと焼却炉が止まったりもしましたので、そういったところを含めて取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

それを達成するためにも、先ほどから触れている持続可能な循環型社会を目指すために5つの基本方針を立ててやっていきたいと思っています。この考え方なのですが、前の基本計画を見ていただくと、例えば会議にペットボトルは出さないとか、すごく細かいことが書いてあるのです。そうじゃなくて、それぞれのテーマで毎年やっていくこと、力を入れていくことを書いていったらいいのではないかとということで、テーマを5つ立てています。

1つ目、一番力を入れたいところですが、日常における環境意識の醸成ということで、やっぱりそのごみというのは冒頭にも触れましたが、若い人も出すし、高齢者も出すし、どの世代も出てきます。そして、どの事業者も出てきますので、やっぱり一人一人が自分事として捉えてもらう必要があると。

2つ目、市民参画・協働の推進。これは樋口さんが自治会でいろいろ取り組まれたりしていますけども、やはりその市だけが何かするとか、お店だけが何かするとか、そうじゃなくて、やっぱり住民の方にも参加していただいて、一緒になってやっていく必要があります。

パイプライン地区の方もいろいろ勉強会をされていたり、利用者の会をつくられていたりとか、やっぱり一緒に市民さんも一緒にやっていく必要があると。

そして、この多様な主体との連携ですね。皆さんには説明させていただいたのですが、フードドライブを最近始めまして。家庭で余っているその食料品をコープさんが置く場所を作っていただいて、それを福祉団体のほうに渡すのですが、すごく喜ばれています。生活困窮の方、本当にありがたいと言ってくさっています。本当に今までごみ処理でとどまっていたところが、それを福祉のほうにつなげたり、コープさんとか民間店舗と協働したりとか。

あと、排出事業者責任の徹底ですね。やっぱり市内にお店、樋口さんのお店もそうですし、桑田さんのお店もそうですし、やっぱりお店も市をつくる一員ですので、そこを一緒にやっていきたいです。

最後、5つ目が今日も話させていただくのですが、新施設の検討・構想ということで、芦屋市は焼却炉を建て直します。もう一つ不燃物処理施設、要は瓶、缶、ペットボトルとかを処理している施設も建て直します。それを検討・構想に当たって、プラスチックの分別の検討をしていく必要があったり、やっぱり先ほど言ったCO₂削減をどうしていくのかという話があったり、新しいこれから使っていく焼却炉になりますので、発電とかも含めた次世代エネルギーとか、新しい技術の検討があったりとか、やっぱりそれぞれテーマで取り組んでいくものがあるのですが、今までと違うのは取り組む内容を一個一個決めて、これをやりましょうではなくて、5つの基本方針を立てて、その中で何をやっていくかにつきましては毎年審議会の中で実施計画をつくって、今年はこれに力入れよう、というような形でやっていけたらと思っています。

その中で、指定ごみ袋の導入。やはり日常における環境意識の醸成のためには何かきっかけが必要じゃないかということで、指定ごみ袋の導入を考えています。これをこの後、説明させていただきますので、まずは基本計画の概要のほうをこのまま説明させていただきます。

先ほど触れましたが、多様な主体との連携例ですけれども、民間店舗で協働いただける店舗に協力を求めていきますということで、この会の中にも浅田委員から御指摘あったのですが、もっと民間店舗で引き取ってもらえるものは民間店舗を使っていったほうがいいのではないかと。全部が市でする必要はないのではないかとということで、アンケートを取りましたら、市民の方が事業所に無料で持込みできる、今は指定されている品目ということで、アルミ缶とかスチール缶だけじゃなくて、やっぱり携帯電話、ボタン電池、リチウム電池とか、いろいろ無料で引き取ってくれるという店もありますので、そういったお店とか、まずその右下のほうの図は市民の方から有料で、お金がかかるのですが回収可能な廃棄物ということで、要は市のごみ処理施設では土とか石とか燃えないので処理ができないのですね。やっぱりそういうのは市民さんは困ってしまったりしますし。だから、そういったところを、じゃあ引き取るよという店もありますので、そういった市内の店舗とか、ホームページやごみハ

ンドブック更新時に持込み可能な店舗等を掲載することで、より資源循環促進や、市民のごみ捨ての利便性向上を図りますということで、やはりその市だけがするのではなく、民間の方も協働で一緒になって取り組みたいと思っています。

これ、協力してくれる店舗には協力をお願いして、一緒になって取り組めたらと思いますし、先ほど例で触れたフードドライブの常設化も、まさにその典型例の1つで、コープさん協力の下、芦屋市とコープと社協さんで一緒にやっているのですが、それは結果として生活にお困りの方にもすごく喜んでいただけていますので、民間店舗と協力することで結果として市民の方にも循環できたらなと考えています。

次期計画における5つの基本方針なのですが、単なるごみ処理にとどまらず持続可能な社会を目指す取組としますということで、今ずっと話しているフードドライブでいうと、貧困をなくそう、生活困窮の方にはすごく喜ばれていますし、例えばこれがまたエネルギーの話とかになってくると、それを小学生の方にこういうエネルギーもあるんだよって伝えたりとか、ごみは何で分別するかを伝えたりとか、そういう質の高い教育をみんなにということにもつながってきますし。

で、その日常的なものを資源循環していけたら、エネルギーの、そしてクリーンってところにもつながってきますし、事業者さんの排出責任の徹底については、やはり事業者さんについては経済成長というところも大きいですので、そういったところとか、産業技術の革新だとか、いろんな全ての項目が絡んでくるのが、「住み続けられるまちづくりを」という項目がSDGsの中にありまして、やっぱりごみというのは生活に大きく関わってきます。ですから、そういうところも意識した基本計画にしたいと思っています。ぜひそうすべきじゃないかと考えています。ですので、今回の計画につきましては、一個一個細かいところを立てるというよりは、こういった基本方針のほうを立てて、その中で取り組んでいきたいと。

そして、もう一つ大きいというか、ずっと言い続けているのですが、単なるごみ処理にとどまらない、要はごみを処理するだけじゃなくて、ごみをこうすればこうなるんだみたいなつながりが分かることで、より意識を持ってもらえるような形で進めていけたらと思います。

ですから、冒頭で言った何を指すのかというところは、持続可能な社会を目指すというのが大きな目標になりますので、その中でごみ処理について触れていく計画にしたいと思っています。ですから、概要につきましては、概要ですので、漠然とした話にはなるのですが、単なるごみ処理にとどまらない計画にしたいと思っています。その具体例としての指定ごみ袋はこの後説明させていただきますけども、一旦ここで切らせていただきます。

御意見のほうよろしく願いいたします。

(井上会長)

永田さん、どうもありがとうございました。

そしたらね、今の永田さんからの御説明に対しまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

(浅田委員)

よろしいですか。

(井上会長)

ああ、どうぞ。マイクを使ってください。

(浅田委員)

浅田ですけども、ここの新施設云々と、できればやっぱり資源化施設、粗大というのは資源化施設なんですね。ですから、資源を回収するための施設と、粗大ごみを処理するという意味もありますけど、資源化というのが大きな役割ですから。それから、ごみの焼却につきましては、今もうエネルギー回収施設という名前になっていますので、この言葉をちょっとはっきりと書いていただきたいと思います。

(井上会長)

永田さん、今の御意見に対して。

(永田委員)

御意見ありがとうございます。浅田さんおっしゃられるとおりですし、やはりその計画を見たときに、市民の方がこういうのを建てるんだとイメージしていただきたいので、焼却炉と言わず、そのエネルギー回収施設だったりとか、そういったところの表現についても適切に対応していきたいと思います。

(井上会長)

ほか何か御質問等。

山口さん、どうぞ。

(山口委員)

山口と申します。

非常に聞いていてプレゼンテーションはすっきりして、本当に筋が通って芯もあるし、いいものができたなというのが私の率直な感想です。しかも、住民参加とかCO₂削減とか、なかなか今までなかったことをこれからチャレンジしようということなので、これに関してはもう私も大賛成ですし、本当にいいものができたなと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

では引き続き、指定ごみ袋の導入について、やはり永田さんからお願いします。

(事務局 永田)

では引き続き、指定ごみ袋の導入案について説明させていただきます。

お手元の資料変わりました、計画策定資料の2のほうになりますので、同じく前の画面を見ていただいても、手元の資料を見ていただいても結構です。

で、指定ごみ袋の導入の案ですね、説明させていただきます。

先ほど基本計画の概要で触れたのですが、やはりごみというのは市役所だけがどうこうすると決めても、なかなか進まないものです。市民の方、事業者の方と一緒に取り組んでいく必要があります。そして、一人一人の環境意識を上げていくためにも、やはり何か大きなきっかけとして指定ごみ袋の導入が必要ではないかと考えていますので、その説明のほうをさせていただきます。

まず最初に、簡単に案のほうを説明させていただいた上で、なぜそういう案になるかについて中身のほうを説明させていただきます。

芦屋市の指定ごみ袋の案ですけども、案としましては、芦屋市独自の専用の指定ごみ袋を作成します。これは神戸市さんのごみ袋なのですが、こういう専用ですね、何々市専用、要はその市の方しか、その市のごみステーションに使うにはそれを使うしかないごみ袋を作ります。そして、ごみ処理料金は上乘せしない。これはまた説明させていただきますけども、有料化しない単純指定ごみ袋というものにします。

この指定ごみ袋を使ってもらう対象品目は、燃やすごみと、その他燃やさないごみのみです。だから、ペットボトルの日や缶の日、瓶の日は今までどおり、紙資源の日は今までどおり出していただきます。

じゃあ、いつからとなりますと、令和5年の春ぐらいに試行開始できたらと思っています。これはちょっと製造業者さんが製造にどれぐらいかかるのかとか、市内の店舗でどれぐらい広まっていくかにも変わってきますのが、1年以上は先です。当然それまでに店舗側で値段を決めたりとか、準備の期間もあります。そして、仕様等ですが、作成は1種類のみ。だから、燃やすごみの日もその袋で捨ててもらいますし、燃やさないごみの日もその袋で捨ててもらいます。サイズにつきましては、パイプライン地区もありますので、いろいろなサイズをつくろうかと考えています。いろいろなサイズというのは、要は小さいサイズですね。高齢者の独り暮らしの方とかもおられますので、サイズは多様化。仕様につきましては、市民の方の要望、意見を考慮して最終決定したいと思います。

その他としては、じゃあ持ち込んだときどうなるのかという話になってきましたら、持込みごみは中身が見える状態。だから、今の持込みごみ、黒いごみ袋でも持ってこられるんです。勝手にごみステーションに捨てられるということは、それが、もうそういうことはやめようということと、事業系ごみですね、お店が出していただくごみにつきましては、袋を統一するのではなく、中身が見える袋、透明という書き方はしているのですが、中身が見える袋を使ってくださいという形を考えています。

なぜそういう案になるのかについて今から説明させていただきます。

指定ごみ袋の種類ですけれども、主に3種類あります。1つ目は色指定。これも今までの審議会でも説明させていただきましたが、要は透明や半透明ならいいよという、この辺で言うと宝塚市さんとか伊丹市さんとか川西市さんとか、要は中身が見えればいいよということです。当然これは中身が見える袋ですので、お店でそれぞれ売っていますので、市場価格、お店によっては袋の価格は異なります。

2つ目、これは芦屋市がしようとしているのですが、芦屋市の名前が入った独自の指定ごみ袋で、芦屋市だけで使うことができるごみ袋です。これも市内のお店に置いていただけるようお願いしていくのですが、お店によって幾らで売るかはもう自由です。当然ごみ袋を安くして、お客さんに来てほしいという店もあれば、ごみ袋を高くするところも、それもお店の自由です。

3つ目、これは、芦屋市はしないのですが、料金上乘せ指定ごみ袋といまして、ごみ袋のお金にごみ処理料金を乗せているんです。だから大体世の中の相場で1リットル1円なので、45リットル入りであれば1枚45円します。ということは、10枚入りだと450円で売っています。これ有料化をすれば、市内どこで買っても450円です、値段が統一されるので。その中にごみ処理料金が乗っていますので、売れば売るほど市にお金が入ってくるというごみ袋です。ただ、どうしても高くなります。要は大体、今、皆さん多分10枚入りで1袋100円前後で売っているところが10枚450円とかになってきます。

だから、ここの例ですね、市内スーパーで調査した例ですけれども、普通のごみ袋、黒いごみ袋が10枚98円で売っているところが、神戸市さんの指定ごみ袋であれば10枚88円で売っていたり、神戸市はお店のごみは有料化とあって、先ほどのごみ処理料金を乗せていますので10枚840円という、1枚でいうと84円もする固定価格になっています。こういった形でごみ袋の種類があります。で、兵庫県下では実は一番多いのは、このごみ処理料金を乗せているごみ袋になります。

では、ごみ処理のその料金とか袋は分かったけども、そもそも何で入れる必要があるのかという話なのですが、現在の分別状況なのですが、アンケートを取ると、やはり多くの方が分別ができていると回答されますけれども、一部では全く分別されてない方もおられます。実際下のごみ袋の写真ですね。これは分別、ごみ袋の中の調査した写真ですけれども、ごみ袋を開けると、これ普通にビールとかの缶が入っていたり、ペットボトルとか普通に入っていた

り。あと本ですね。せっかく、くくって本でまとめているのに、それを黒いごみ袋に入れて燃やすごみの日に捨てられていたり、あとは燃やすことができない土が入っていたり、この電池、そのまま入っていたり、要は中身が見えないので、一部の方なのですけども、やっぱり面倒くさいから捨ててしまおうと思う人は何でもやっぱり捨ててしまえる状況なのです。

以前、水銀を含むごみが混入して焼却炉が止まって市民の方にも御迷惑をおかけしたのですが、やっぱり中身が見えないということは何でも捨てられてしまう可能性がある。やっぱり混入するものによっては焼却炉がそれによって停止してしまう可能性があります。

先ほど、市民の方はすごく皆さんアンケート答えられた方は分別しているという形で説明したのですが、その同じアンケートを書かれた方に家庭ごみステーションのマナーが守られていると思いますかという質問をしたところ、6割近くの方が一部守られてないとか、あまり守られていないよという形で回答されています。その辺りで自治会の秋山さんとか樋口さんとか特に多分御意見、苦情とかも来ているかもしれないのですが。何ができてないのですかって聞くと、過半数の方が、分別されていないというふうな形で回答されています。やはり意識を持った方はすごく意識してもらっているのですが、ごみ面倒くさいなと思う方は気にせず捨てられたり、それがごみステーションのマナーとかにもつながったり。

実際、導入したら効果が出るのかについて、この近隣、兵庫県や大阪や京都の自治体に聞きました。全市が対応してくれているわけではありませんが、あとはもう導入が古いところはデータが残ってないというような形ですので、データがあるとこだけになります。指定ごみ袋の導入の効果ということでは、赤字になっているところは先ほど触れた有料化しているところ。ごみ袋にごみ処理料金を乗せているところで、白字は有料化していないところ。有料化していないところでも、入れる2年前と2年後を比べると、10%前後、燃やすごみが減っています。赤字のところに関して言うと、多いところで30%弱、燃やすごみが減っています。これはやっぱりごみ袋が高くなると、もったいないという意識が働くので、だから、できるだけその中に入れていく缶や瓶とか、紙を分けたらごみ袋を使わなくて済みますので、純粹に効果が出てきています。

そして、各市それぞれに、芦屋市もその分別の徹底とかごみの減量に入れたいと思っているのですが、効果はあったと思いますかと聞くと、分別排出ルール of 徹底とか、ごみの減量についてはほとんどの自治体が、効果があったか、大きく効果があったと回答されています。

ごみステーションの美化については目的としていないところはありますけども、効果があったと答えてくださっているところありますし、指定ごみ袋を入れて、何か悪くなったと答えられている自治体はどこもないです。

導入の効果の3つ目ですね。その導入したことでやっぱり市民意識に変化は見られましたかということにつきましては、ほとんどの市はやはり意識の改善が見られた、大きく改善したと回答をいただいています。3つ目ではごみ捨てマナーに対する市民意識ですが、これも改善したとありますので、やっぱり中身が見えるようになると、少なくとも抑止効果、誰

かに見られているという意識が働きますので、そういったところも大きく効果があるのではないかと。だから、今まで缶、瓶も全部一緒くたにしていた人も、中身が見えてしまうとやっぱりそれがほかの人に分かってしまう形になりますので、指定ごみ袋を入れることが減量、分別、マナーに対する市民意識も改善の傾向が見られるのではないかと考えています。

この冬に皆さんにも御協力いただいて、市民アンケート、事業者アンケートを取りました。市民アンケートに関しては、指定ごみ袋導入についてどう思いますかとお聞きすると、6割の方、賛成が12.7、仕方ないな、導入もやむを得ないなという方が36.1、有料化でなければ賛成という方も含めて6割の方が賛同いただいています。参考にウェブでも取りましたけども、ウェブでは若干反対の割合が増えるのですが、それでもやっぱり6割弱、同じぐらいの方が賛同いただいています。

年齢別、収集方式別になりますと、年齢別では60歳代以上の方が一番反対が少ないです。収集方式別では、やはり意識が高いからパイプライン利用者の方が一番反対が少ないです。

市民アンケートの3つ目ですね。12ページになりますけども、ではどういった袋を導入を希望しますかといったところは、半数以上の方が芦屋市独自の指定ごみ袋を求めておられます、53.6。そして、導入する上で、何を考慮してほしいですかということについては半数以上の方が破れにくい。やっぱり薄いごみ袋、すごい破れるので、持ったら中身出ますし、ごみステーションを掃除される方からしたら、正直たまったものではないですね、破れると。本人さんはそれでいいかもしれないですが、やはり破れにくい袋を求めておられます。あとはやはり高齢の方も多いので、小さいサイズなど多様なサイズを設ける、ごみの分別を分かりやすくとか、そういったところで御意見をいただいています。

市民アンケートの4つ目ですね。市民意見に対する対応ということで、まだ指定ごみ袋、3割の方が逆に言うと反対されていますので、どういったところで指定ごみ袋、駄目ですかという形でお聞きしましたら、「ごみ袋が透明になると個人情報等が気になる」が7割。あとは「費用が高くなる気がする」、あとは「指定ごみ袋を売っている店が限られ購入が手間になる」といったところの意見が多いです。

で、多い意見についても対応を考えています。ごみ袋が透明になると個人情報が気になるというところには、袋にデザインを入れたり、あとは少し着色原料、これであれば青色のごみ袋なんですけども、若干着色原料を入れることで完全な透明ではないようにします。完全な透明だとこういう純粋な透明の袋になってしまうんですけども、これだとあまりにも中身が見え過ぎますので、少し着色原料を入れることでそういったところを工夫したり、あとはごみ、運用では内袋の使用、各市の取決めとか運用を教えてくださいと、個人情報がある分だけじゃなくて、例えば介護用品とか生理用品とか、そのパーソナルが分かりそうな部分についてはそういった内袋の使用を認めていますので、何が何でも中身は見えるというのではなくて、当然個人のプライバシーにもある程度配慮した袋を考えています。

ごみ袋に係る費用が高くなる気がするという意見に対しても、芦屋市はごみ処理料金を

上乗せしません。ですから、淡路島とか、あるいは播磨のほうに行きますとごみ処理料金を乗せているのですけども、芦屋市は乗せません。だから店舗によってはディスカウントで安く売っている店もあると思いますし、そうじゃない店もあるかもしれませんが、それは今と一緒にです。今もごみ袋の価格というのは店によって違うので。

あと、指定ごみ袋を売っている店が限られ購入するのが手間になるという意見がありますので、ごみ袋の種類はこの後話しますが、1種類のみしか作りません。サイズは小さくするという、しないという意味じゃなくて、デザインを1種類だけにします。市内のスーパー、コンビニ、ドラッグストア等にはこちらから依頼します。

不法投棄が増える気がするという意見については、他市に聞く限り不法投棄の増加は確認できなかったのです。やっぱりそのごみ袋が変わったから、嫌だからその辺に捨てるかといったら、さすがにそれはどこもなかったのですけども、道路、公園課とか、そういったその関係の部署には注意喚起するようにします。

また令和5年頃始めるという話をしましたけども、試行期間中に説明会を何回も開催する予定をしています。その中で丁寧に導入を進めていきます。

事業者の方にもアンケートを取ったのです。事業者の方は実際そのアンケート、今どういうふうに燃やすごみ捨てていますかというのと、15%の事業者の方が家庭ごみステーションを利用していると。何で利用しているのですかということを知ると、「少量だから」が半数以上ですね。やっぱり事業者の方もそのまま家庭ごみステーションを使えないのですので、先ほど行った家庭系ごみの中身が見えるようになれば、お店が出しているごみとなれば収集が置いていくことができますので、そこで事業者がこちらでは出したらいけないのですよというのをこちらから連絡することもできますので、今は黒いごみ袋ですので、事業者が出したかどうか分からないんです。だから、そういったところでも影響があると考えています。

事業者の方にアンケートを取ったら、やっぱり缶、瓶、ペットボトルとか従業員の方が飲まれたりしたら出てくるよとか、紙ごみについては当然のように出てきますと。それが分別できますかということについては8割前後の事業者が分別ちゃんとできますよって答えてくださっています。

3つ目ですね、16 ページ。事業系のアンケート結果の3つ目、指定ごみ袋の導入についてですけども、事業者の約7割、市民の方が約6割だったのですが、7割が賛同。ただ、こういった事業系の指定ごみ袋がいいですかって聞くと、ただというか、7割弱のところは市民の方と同じ分別をするので、市民と同じ料金で処理してほしい。神戸市さんは先ほど例で見てもらいましたが、事業者の方のごみ袋、めっちゃめっちゃ高いのですね、1枚84円するんです。でも、芦屋市はごみ袋の指定はない状態で。先ほど、アンケートの2でも見てもらいましたが、やはり8割のところはちゃんと分別もできるって答えていただいていますので、そういったところで分別をするので市民の方と同じ料金で。というのが、芦屋市の

事業所というのはすごく小規模なところが大半です。神戸市さんでいうと工場があったりとか、デパートがあったりとか大きいのがあるんですけど、芦屋市の事業所は本当に家庭でやれるようなその人数でやるところが大半ですので、そういったところがごみの量的にもそこまで多くないというのが現状です。

この事業系一般廃棄物の指定ごみ袋については、各市によって考え方が違って、ですから有料化してるのは神戸市さんだけです。こういうごみ袋を作っているのは近隣では三田市さん、あと今回やっぱり作ろうとしている西宮市さんになります。あとはその尼崎市さんとか伊丹さんとかは透明じゃないと駄目、みたいな色指定をしています。ほかの市は何も指定していないんじゃないかと、どこも事業者の方というのはごみの収集がないので、直接センターに持ち込むか、許可業者がセンターに持ち込むので、処理センターの持ち込みルールを守ってくださいという形が大半です。だから、処理センターに持ってくる時点で中身が見えるごみじゃないと駄目よということをやっているならば、わざわざ袋言わなくても中身が見える袋で来るというところですよ。

芦屋市は事業者の方が持ってこられても市民の方が持ってこられてもごみ処理料金は一緒です。これは先ほど触れたとおり、芦屋市の事業者というのは、やはりその小さい規模の事業者さんが多いですので、芦屋市はそういったところで一緒なんですけども、自治体によってはもともと事業者さんが持ってくると、高く料金設定しているところが大半です。ですから、我々がごみ処理料金を上乘せしなくても、持ってきた時点でごみ処理料金が高くかかっていますので、そういったところもあって指定していないというところが現状です。

次、18 ページ目ですね、見てほしいのですが。これ近隣市さんのごみ袋の仕様と大手スーパーのこれ宅配での販売価格を比較してみたのですが、近隣市さんでいうと、神戸市さん、尼崎市さん、豊中市さんが出て、一番下の行、大手スーパー販売価格を見てほしいんですけども、尼崎市さんと三木市さんがちょっと高いの分かりますかね。尼崎市さんが 10.34 円、三木市さんが 10.19 円。これ何でそうなるかというところ、この3つ上、厚さというところを見てほしいんですけども、神戸市さんは 0.02 ミリ、尼崎市さんは 0.03 ミリという形で、厚さが 1.5 倍、尼崎市さんのほうが厚いんですね。当然厚みがあるということは、その体積、このごみ袋自体の体積も 1.5 倍になりますので、厚みがある分。だから、ごみ袋 1 枚の価格は厚みがあればあるほど高くなります、1 枚あたりは。で、三木市さんは 0.02 ミリなんですけども、高いのはやはりそのごみ袋の価格というのは、どれだけ一気に大量に作れるかによって変わってきます。だから、人口が少なければそれだけごみ袋を作る量というのも限られますので、人口が少ない自治体のごみ袋というのは高くなります。じゃあ、芦屋市で考えると、芦屋市は人口が少ないですので、他市と同じ厚みでも割高になる可能性があります。また先ほど見てもらったら芦屋市民の方は、じゃあ、薄い安いのを求めているかといえばそうではなくて、厚みがある袋を求めておられます。

次のページですね、見ていただきたいんですけども。これはごみ袋を実際どのように使っ

ていますかということで、この近隣の有料化していない自治体の袋の使い方です。豊中市さんとか尼崎市さんは1種類だけ、これ尼崎市さんの袋なのですが、この1種類だけ作って、燃やすごみの日はこの袋で出してね、瓶、缶、ペットボトルの日はこの袋で出してね、衣類の日はこの袋で出してね、危険な物はこの袋で出してねということで、1種類の袋で、出す日はもちろん違うのですけども、1種類の袋です。だから市民の方からすれば手間は少ないです、1種類なので。

神戸市さんは下のほうですね。あるのですけども、もうこれは燃えるごみ専用って書いてあるんです、神戸市さん、燃えるごみ専用って書いてます。だから、燃えるごみの日はこの袋を使ってね、燃えないごみの日はまた別の袋を使ってね、缶、びん、ペットボトルの日は別の袋を使ってねという形で、神戸市さんは4種類。西宮さんは今2種類ですけども、1種類ずつ作るメリットは、燃えるごみ専用であればここに燃えるごみはどういうものかという啓発がしやすいのです。ここに入れるのはこういうごみだという啓発が分かりやすいし、燃えないごみは厚みを多くとるとか、そういったことが可能になります。

尼崎市さんのように1種類しか作らないところのメリットは、市民の方からすればこの袋さえ買えばごみは捨てられます。ただ、同じ袋に燃やすごみはこうです、その他燃やさないごみはこうですと書いちゃうと、ああ、その他燃やさないごみも一緒に燃やすごみの日に捨てていいのかみたいな逆の勘違いを生みかねないので、だから、それで尼崎市さんのところは啓発は少なくなります。

どっちにもよさがあります。神戸市さんのようなやり方もありますし、尼崎市さんのやり方もよさがあります。芦屋市の考え方ですけども、分別の促進、ごみの減量を考えて、対象品目ですね、燃やすごみと、その他燃やさないごみだけにしようとするところ考えています。缶、瓶、ペットボトルは今までどおり捨てていい。燃やすごみは中身見える袋で、その他燃やさないごみも中身見える袋で、それ以外は今までどおり。ごみ袋はやはり高くなるのが気になるという反対意見も多かったですし、先ほど仕様のところは見ていただいたとおり、人口少ない市は高くなる可能性が高いのです。かつ、厚みがある袋を使えばさらに高くなりますので、それも芦屋市民の人口数で何種類も作ると、一つ一つの単価がすごく上がってしまう可能性が高いですので、尼崎市さん、豊中市さんのように1種類しか作らないことも考えています。

また、先ほど反対意見の中で、市民の方の手間になるという意見も多かったのですが、やっぱりその何種類も作ると家にごみ箱ごとにこの袋、この袋って使わないといけないのです、まずはもう1種類決めるので、これを使ってくださいと。高齢者の方多いです、パイプライン利用者の方もいますので、作成サイズについては、だから、過去に作成されたこの10リットルからとか、15リットルからとかありますけども、作成サイズは45リットルだけじゃなくて、小さいサイズも作ります。

事業系につきましては、市民の方のごみ袋でもあれだけ金額の差が出てくる中で、芦屋市

の事業者って 2,000 ちょっとぐらいしかない中で袋を作るとすごくコストが上がってきます。また、そもそもお店に置いてくれるかどうかというのが微妙なところになってきます。で、事業者の方はまた文房具屋さんとラーメン屋さんで捨てるごみの種類とかも全然違うんですね。飲食されているところと、カメラ屋さんでは全然違うので、そういったところもありますので、統一するのではなくて、まずは中身が見えるごみ袋で出してもらって、先ほど 15%の事業者は家庭ごみステーションを利用していると出ていましたので、そういったところをまず啓発してなくしていくと。それから、家庭ごみステーションを使わないでね、分別はちゃんとしてねと、まずはそこからやっっていこうかと考えています。

指定ごみ袋のイメージなのですが、ごみ袋の種類を分けないとなかなか啓発の細かい内容は書けないのですが、これ左上が西宮市さんが発表されたデザインです。燃やすごみ、その他プラでこういったデザインを入れているのですが、右下が指定ごみ袋ではないのですが、デザインごみ袋と言われるものです。そして右上が、これ実際芦屋市の今の家庭系ごみステーションのネットかかった図なのですが、やっぱり芦屋市は紙袋でも段ボールでもごみ袋何でも捨てられますので、ぐちゃぐちゃな状態なのです、ぱっと見たところ。それは袋を統一することで下のようなどころでも実際はネットがかかるのでいうのと、中身が見える袋になるのですが、やっぱりその芦屋市皆さん、住環境とかすごく意識されていますので、だからそういったところも意識をしたごみ袋にしていきたいなとは考えています。

だから、指定ごみ袋も単なる分別ではなくて、先ほど計画の概要のところで持続型循環社会みたいな話をしましたけども、やっぱり住みやすい街につながるものになりますので、そういったところも意識したごみ袋、だから取っ手をつけたり、破れにくくしたり。破れにくいということはそれだけごみステーションが汚れる可能性が減りますので、そういったところも意識した袋を作っていけたらと思っています。ですから、せっかく指定ごみ袋を入れるのであれば、それはプラスになるように進めていきたいと考えています。

スケジュールですが、今回審議会のほうで指定ごみ袋を入れてもいいじゃないかと言っていただきましたら、次の流れは 9 月議会でこの指定ごみ袋の案を議会で説明させていただくという流れになります。12 月にパブリックコメントという形で計画、皆さんで作っていただく案も含めて市民の方に意見を取って、その 2 点も踏まえて最終こういった指定ごみ袋にしようかというのを 3 月に決定していくという流れになります。そして、6 月の時点でその指定ごみ袋を実際使っていくかどうか決まれば、デザインの募集をして、デザインの募集をしたら、次、製造業者さんが認定されて、それに向かって作ってもらったら、市内の店舗に卸し始めますので、実際は令和 5 年度内になりますけども、当然それまでに時間はかかりますので、その時間を有効利用して徹底的に啓発をしていけばと思っています。

ですから、最後になりますけども、芦屋市はごみ袋の金銭的負担も考慮して、有料化はしません。ごみ処理料金を上乗せしない芦屋市独自の専用ごみ袋を作ります。分別の促進、燃

やすごみの減量のために対象は燃やすごみと、その他燃やさないごみだけにします。市民の負担も考慮して、同じごみ袋で対応できるようにします。時間は令和5年から。また、せっかく袋を作るので、袋は破れにくく、取っ手をつける、景観に配慮する、サイズも多様化するなど、使っていただく上で生活しやすいごみ袋にしていきます。その他としまして、持ち込みごみも中身が見える状態のみ可ということで分別を進め、事業者の方には中身が見えるごみ袋を使っていただくことで、まずは家庭ごみステーションを使わないでというところとか、そういった分別で何を捨てていいかとか、そういった啓発に努められたらと思っています。

だから、ずっと計画のときからも話していますが、ごみというのは行政だけが決めて、これをやってというわけではないですので、市民、事業者、行政、三者協働で進める必要があると思っています。ですから、市民の方も使いやすく、かつ分別の意識も高まるような袋にして、三者協働で持続可能な循環型社会を目指していけたらと思います。そのためにも指定ごみ袋を導入したいと思っていますので、委員の皆様のご意見のほうをよろしく願います。

(井上会長)

永田さん、ありがとうございました。

ただいまの永田さんの説明に対しまして、御質問、御意見等あったらどうぞ。

じゃあ、樋口さん。

(樋口委員)

樋口です。

西芦屋町などはビニール袋に新聞紙をまず中に入れて、いわゆるカラス対策ですよ。何でそうなっているかという、いわゆる南北に車の量、それと通学路になっている道がありまして、歩道が狭いので、そこへごみを置くと、カラスが来て散らばったらもう收拾つかなくなるので、ごみ袋にまず新聞紙を入れて、中身見えないようにして出されてるんですよ。その次、それはちょっとまた効果薄くなったので、今は段ボール箱に大体並べて入れられてるんですよ。だから、そういう地域もカラス対策についてどういうふうになってるのかということ。

それと、瓶、缶、ペットボトルは従来どおりということですが、その袋を使うてもいいということなんですか。日にちが従来どおりという、分別するのは従来どおりで、ほかすときにはその袋でいいという意味なんですか。

(事務局 永田)

2点、お答えさせていただきます。

まず後ろの瓶、缶、ペットボトルは指定ごみ袋を使ってもらっても、レジ袋でも、どちらでもいいという意味の従来どおり、何でもいいという意味です。というのは、高齢者の方とか、やっぱり缶が少なかったりとか、瓶については月それこそ何かしょうゆが入ってる瓶とか1本しか出なかったりしますので、そういったものまで指定ごみ袋じゃないと駄目と言ってしまうと、やっぱりわざわざそのサイズ買ったり負担も大きくなりますので。ですから、従来どおりというのは今までと同じ捨て方してもらって結構ですよという意味の従来どおりになります。

カラス対策についてですが、各市にも確認したのですが、その指定ごみ袋を入れることでまず確認したのが、カラス対策ができるのかどうか。まずそこについてはごみ袋業者にも聞いたのですが、カラス対策に効果があるごみ袋はないというのが今ごみ袋業者さんからの結論です。それを新聞隠されても効果がなかったというように、カラスというのはすごく頭がいいので、見えないから行かないのではなくて、最初はちょっと驚くので離れるんですけど、大丈夫と思ったら、要は黒いごみ袋でもつつく以上、中身が見えたらつつくのかとか、中身じゃなく、あくまでカラスが大丈夫と判断するかどうかなので、そういう意味ではごみ袋での効果はないというところなんです。

で、逆に指定ごみ袋にしたからカラスの被害が増えたのかについては、そこにつきましても特に増えていないということです。段ボールとかそれぞれの自治会ルールとかで出されているところはあるのですが、やっぱり紙ごみというのはここで何度も話合いで言われている、やっぱり資源になってきます。きちんとされている自治会のところは何の問題もないのですが、そうじゃないときに雨で紙が溶けて中身が全部外に出るようなところもありますので、なかなかその段ボールがきちんとされているところはいいのですが、そうじゃないところもありますので、そういったごみのカラス対策につきましても、正直やっぱりネットをきちんとかけてもらうというところが今そのごみ袋業者さんに聞いても一番の対策になるので、やはりごみ袋の統一というところと、あとはちょっと段ボールとかは使えなくなってしまうのですが、ネットとかそういったその使い方の普及を含めて話していけたらなとは思っています。ですから、段ボールとかどうなるのかにつきましても、ちょっと申し訳ないですけども使えなくなるという形になります。

(井上会長)

樋口さん、すみません。今言われたネットはしてないのですか、その地区は。

(樋口委員)

ネットはね、結局ネットすると、それが邪魔で歩行者が歩けないので、広い部分はネットされてるとこもありますけども、歩道にごみを並べないかんとこはもうネットをかけると、それが邪魔になりますのでかけられない。だからカラスが見えないのがいいのではないかと

ということでまず新聞紙を。その次がもう今段ボールできれいにきちんと並べられています。ただ、段ボール自体は資源回収の対象になりますでしょう。だから、そういう意味ではちょっとね、これはあんまりよくないじゃないかと思うんですけども、大概もうカラス来たら、もうその道はぐちゃぐちゃになってますので、ちょうど通学路ですし、南北の交通量が多いところなので、そういうことですね。ネットは、だからスペースが広いところはかけられていますけど、そうじゃないところはかけられない状態です。

(井上会長)

なるほど。しかし、今のお話やったらもう段ボールは使えなくなるということなんですよ
ね。

(樋口委員)

どうか分かりませんが、反対と言われる方は絶対出てくると思います。今のところ、カラス対策については効果上がってるみたいなので、うまいことPRしないとあかんのではないかと思います。

(井上会長)

じゃあ、段ボールの中にね、その今のブルーやったらブルーの袋を入れておいて、ごみ収集が来たときに段ボールから出すというふうにすればいいんじゃないですか。そんなことはないですか。

(樋口委員)

うちの町ではないので、ちょっと。

(井上会長)

ああ、そうですか。

(樋口委員)

分かりにくいんですけども、でもね、しっかり蓋されていますので。

(井上会長)

ああ、なるほどね。

(樋口委員)

だから、何かの袋に入れて段ボールに入れてられるんだと思うんですけどね。箱に生ごみ

をばらばらに入れて、パッキンをしてるわけではないと思うんですけども、それはちょっと見たことないので。

(井上会長)

ああ、そうですか。

(樋口委員)

はい。

(井上会長)

そこはまたね、今後の検討ということになりますね。

(事務局 永田)

やっぱり中身が見えないのはやはり、今、何でも入ってしまうってところがありますので、その使い方と、特にカラス被害がというのは一番気になるところでもありますので、そのそういった運用とかも含めて検討をしていきたいんですけども、袋についても中身が見えるもので統一するという形で、ちょっと段ボールをどこまで使うようにするのか、それとも段ボールの中にその袋を置くのがいいのかどうかというところが、カラスはさっき言ったとおり見た目が黒いごみ袋で来ますので、要はその中身が見えないからカラスが襲ってこないのではなく、やっぱりもう大丈夫と判断してしまったら何でもカラスは襲ってきてしまいますので、ちょっとそういったところですね。

また、ごみステーションについてはそれぞれの自治会内で地域の方がルールで自分たちはここ、ごみステーション造りますねという形で申請という形になるので、おっしゃるとおり、小規模であったり、その道路であっても申請されているところもあると思うのですね。だから、それぞれ大きいごみステーションもあれば、そうじゃないところもあるので、いろいろ運用はあると思うんですけども、今の考え方としてはやっぱり段ボールはそもそも資源なのと、きっちりしてる自治会の方はね、そこまでじゃないかもしれないんですけども、やっぱり紙袋や段ボールで出されることで、雨の日でそれが溶けてしまって、それこそ中身が散乱してしまうということもあるので、だからごみ袋については、そういったところの意見もやはりありましたので、統一できたらなと考えています。

(秋山委員)

ちょっとよろしい。

(井上会長)

はい、秋山さん、どうぞ。

(秋山委員)

今いろいろ聞かせていただきましたけど、一応現場を抱えている者からいろいろ申し上げたいんですけど、今現在も、現在の袋で置かせて、回収していただくルールの中で、黒い袋やから中身見えませんが、点検をされて、これは持ち去るものではないということで黄色い紙をぺちゅと貼られて、ほいでほつと取れますわね、回収後。その後の処理に私ら物すごい困るんですよね、誰が出しているか分からんから。回収の場合はちゃんと行くだけですよ。で、あと黄色い紙をぺたぺた貼ったやつが残るとるわけですがな。

で、それどないしようかいうたら、それは役員とか自治会長とかどやねんってせなんだら町が汚いからどうしようもないわけですよ。したら、中をこうやるのも非常にめんどいけど、しかし、せんと分からんから、ずっとしていったら、何か封筒とか出てきて分かるわけですな。で、分かった場合は本人にこれ注意するんですわ、注意せんと改まりませんから。特にその若い人の賃貸住宅に入るとるような人はルールも何もありませんから、前の晩から、ぼんと放るし、で、ほかしたごみをくちやくちやに入れてほかしとるから、中身もむちやくちやですけど、言うてきたけど、分かった人には、あんたこれきちっとしなさいよと。

ほいで、分からん場合というんか、芦屋市はそれ分別のいろいろ言われましたけど、啓発ができてますものでね、私、西宮市に接しとるから、西宮市はその回収ボックスいうんですか、啓発の分別の容器もずっと置いて、関心なことにその近くの方が責任持ってそれを出したり入れたりされてますけど、芦屋は割合そういう親切さいうんか、丁寧さが無いから、そういう箱を出したり掃除したり、家で何する人がおらんですわな。ほいで、今までは大体おられましたけど、今、高齢化になって、腰が痛い、足が痛いいうて、今、問題になるほど困っとんです。

ほいで、この透明袋、指定袋にされるいうんは、考え方としては時代物でしょうけど、それを透明袋に入れる物をいかにその啓発するかね、それを失敗したら自分の身に返ってくるとか、そういうことをどういうふうにして知らせるかいうことは非常にその難しいと思うんですな。習熟してしまたら当たり前のことやから簡単なんやけども。それが仮に指定袋にしても、そりゃ瓶や缶や一緒くたにぼんとほかす可能性はあるわけで。

そういう場合に、その今の時代難しいいんでしょうけど、皆さん言われるけど、昔、ごみ袋に名前を書いて出すようなことになってましたよね、ずっと。そやから後で処理するのが簡単にできたんやけど、今そういうことはせんから、汚いごみはそのまま行く先なしでしばらくあるいうことになるんですわな。そういうことなんで、芦屋の場合はその教育訓練ができてないから、当初の間はずっとあると思うんです。そういう場合に、何か強制いうのはおかしいけど、例えば袋に名前書かすようなことは今の時代に言われるんでしょうけど、実際処理する場合には必要な事項やと私は思うんですけどな。

ほいで、汚いものがいっぱいあって、今言われたカラス、カラスはもうこの芦屋市のカラス対策委員会の私は委員でしたけど、私とこ春日公園がありまして、カラス退治して、今1羽もおりませんけども、カラスは言われますように賢いけど、人間のやることをよう理解しとるから、ここはしたらあかんいうたら絶対行きませんが。しかし、それも食いちぎってほったやつが整理するのも大変ですけど、そのちぎられる前の分別をぐちゃぐちゃにして入っとなるようなごみを取り残されて、その後の処理に困り切っとなんですけどね。で、そのためには何回も言いますが、名前を書かせることは一定期間は必要やないかと思えますけど、いかがでしょうか。

(井上会長)

永田さん、どうですか。

(事務局 永田)

御意見ありがとうございます。

この指定ごみ袋の目的の1つが、その啓発というのはもうごみの意識の、先ほど触れた環境意識の醸成という書き方をしたのですが、市でも調べたんですけども、ハンドブック、芦屋市は全家庭に配布してるんですけども、そういったことをしてない自治体も結構あります。実際配っても、やっぱりこの中で山口さんとかからも御意見いただいて、読まない人は読まないし、若い人は特に今どきこんな紙読むのかと。その中で1つ大きなきっかけとしたいのがやっぱり指定ごみ袋ですので、やはりそこについては秋山さんの言われるとおりの、指定ごみ袋入れますというだけじゃなくて、何は入れていいのか、何は入れたら駄目なのかの啓発もきちんとしていきます。

もう一つは、今までその他市の効果の話があったとおりの、意識が変わったってあったのですが、やっぱり中身が全く見えないから、誰が出したかばれないと思う方に対しては、中身が見えることでどこの誰が出したかというのが分かりやすくなります、それは確実に。やっぱりそれだけの、今までその名前書く効果と同じで、誰が、要はばれてしまうかもという効果は1つ大きな抑止力にはつながると思っています。ですから、そういった意味で、もちろんそれによって市民全員の方の分別が急激によくなるのかといたら、そうではないかもしれないですけども、これを1つのきっかけとして、これをゴールではなくて、その中でまたどんどん進めていけたらと思えますので。

まずはそういったところで啓発も含めて進めていきたいというのと、あとは考え方として、やはりその住みやすい町というところもずっと話させてもらったのですが、行政が決めてガチガチにルールで縛るのではなくて、やっぱり市民さんも事業者さんも行政と一緒にやってつくっていくという中では、いきなりこの名前を書かすのではなくて、まずは一緒にごみ袋の種類も1種類だけだけでも、せめて燃やすごみはきちん分別しよう、事業者さんも

せめて中身は見える袋でちゃんと分別して出せと、まずはだから一緒にできることから始めたいと思いますので、今回がゴールじゃなくて、今回あくまでスタートということで。だから、指定ごみ袋を入れてもなかなか効果が出なければ、またじゃあ次、指定ごみ袋をもっとデザインを分ける必要があったんじゃないかとか、そういった議論につながってくるかもしれませんが、まずは市民さんの生活も鑑みて、ごみ袋は1種類、記名式じゃないごみ袋でスタートしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(井上会長)

ちょっと例として、私は神戸なんですけどね、神戸は指定ごみ袋でございますけれども、燃えるごみは半透明ですね。で、ほかのプラスチック、それからペットボトルとかね、もっと種類たくさんあるんですけども、少なくとも燃えるごみね、半透明になってますので、そんなにね、缶とか瓶とかね、ペットとか、そういうことをやればもうすぐ分かってしまうんでね。やはりその分別は進みますね、半透明の袋にするとね。だから、その燃えないものもそこに入れるとかね、ぐちゃぐちゃにしてしまうというようなことは少なくとも神戸市ではめったにないですね。先生いいですか。

(千田委員)

すみません、千田です。

2つなんですけど、吹田市ですが、半透明です。ただし、中、絶対見られたくない主婦は、うちの近所なんですけど、新聞紙で全部きれいにかぶして、透明なんですけど全部見えないようにされる方もいますので、半透明だから大丈夫ということはないかなと思います。

それから、カラス対策なんですけど、カラスの目に映るある種の波長をカットする何か色素か何かあるらしくて、で、日立ビルシステムさんからそれ出てるんです。で、カラス対策ごみ袋ということで、例えば東京都の杉並区さんとか、大分県の臼杵市、そこはそれを導入されてカラス対策うまくいったという事例もありますので、高くつくかもしれないけども、その辺のところもちょっと考慮されてはいかがかなと。

だから半透明だから絶対大丈夫ということではなくて、上手の主婦がおりますので、抑止力にはなっても全く効果なくきれいにやる方もいますので、どうかなというのは。

(井上会長)

その新聞紙の中に燃えないごみとか入れてるんですか。

(千田委員)

そう。もうだから。

(井上会長)

入れるんですか。

(千田委員)

入れる。だから半透明の袋を。

(秋山委員)

いや。

(千田委員)

全部きれいに。

(秋山委員)

ごみをほかすときね、ごみをほかすときは黒い袋の中に入れる前にもう一回新聞紙か広告で包んで入れるいうんがルールなんですよ、カラス対策で。直接入れたらつつかれるから。それ指導でそういうふうになっとんですよ。ごみ袋に入れる前にそういう残飯なんかはもう一回新聞とか広告紙包んで、そして入れると。くちばしが届かんというのがルールなので、それはそれ守りゃあそれでええんですけど。今言うように、そのむちゃくちゃした人も現場でほったらかされて、行った後の始末ですわな。それはもう必ずあるんですよ。もう新聞だろうが何だろうがいっぱいあるので、それをその最初の試行期間か何かには、何かええ方法というんか、点検に回るとか、おかしいですけど、今もそうですけど、今こうしてほったらかされてそのままですからな。大きい袋、黄色に貼られて。で、めんどいからどっかへ持っていくか、自治会長が勝手に焼却炉に持っていかしとんですよ。そういうことがずっと起こるん違うかと思うんですけど、いかがかって。

(千田委員)

あと、貼り紙を市か自治会で用意して駄目なものをぺちゅと貼ってわざと置いとく。夏場はできないんですけど、冬場ならば次の回収の3日後ぐらいまでもうほったらかしにしとく。貼り紙しとく。で、ちょっと悪いことしたかなって思ってもらえるというのは、どうですか。

(井上会長)

じゃあ、ちょっと事務局様のほうから。

(事務局 北條)

すみません、収集事業課の北條です。よろしくお願いします。

違反ごみですね、ルール違反のごみの対応についてなんですが、現在、市のほうでは収集の段階でそういう例えば燃やすごみの日に瓶、缶が入って混ざっているような問題のごみがあれば、それにつきましては啓発シールを貼らせていただけて置いていくような対応をさせていただいてます。と申しますのは、そのごみをどなたが出したかというのはもうこれ特定できないものになりますので、やはりそのごみを出された方が置いていかれて、シールを貼られているごみを見て、ああ、そういうことしたらあかんなというのを意識していただくということしかない部分がございますので、まずは対応としてはそういう対応で、それで一定の期間置かせていただいた上で、その紙で、その方に意識いただくという形で、もちろんそのときに収集してそのままというやり方もあるのかもしれないですが、そうしてしまうと一切啓発ということになりませんので、やはりルール違反のごみについてはそういう対応をさせていただいているというのが現状でございます。

(秋山委員)

それは言われることはよう分かりますけど、その相手方、出した本人を追及するのが、特定することができんから困ると言っただけですよ、たまってしもたもんで。誰も触れんから。そやけど、それを臨時に何とかするとかいうことをせんと過渡期にはもう、今でもありますからね、ようけ。過渡期には大変やと思うんですが、この暑いときには変な臭いがしますし。その今でもありますから、その過渡期には、ぱっと入れられたときに、ごみをほかしたらそれでいいわけですけど、その不法に、不法というか、そのむちゃくちゃにしてほかした人を追跡することがかなわんで、何かええ方法がないかなと。

(井上会長)

秋山さんね、ちょっとお聞きしたいんですけども、例えばその今おっしゃってるのはね、瓶とかね、ペットとその燃えるごみを一緒にやってるということですか。

(秋山委員)

そうです。もう出したら入ってる。

(井上会長)

で、結局その一緒にごちゃごちゃ、ペットと燃えるごみを一緒にやってる場合でも、もう置いてかれてしまうということですか。

(秋山委員)

点検されて、警告の紙をぱっと貼って置いてあるんです。

(井上会長)

ああ、置いてあるんやね。そしたら、生ごみも腐ってしまうという話ですね。

(秋山委員)

腐るし、それはもうつついてわやですよ。猫や犬や。誰も管理をすることがないから。

しょうがないから、それでそれを地域の班長さんとか役員とか近くの人がするけど、その毎度毎度その貼られたらもうできませんわな。ほいで、しかも、そんなこと何ぼしても有効にならんから、要するに本人を追跡して注意をしてね、もうあなたきちっとしなさいよと言うたら終わることなんです。それを言わんから、ずっとやるわけですよ。で、それをやらないかんと思うんですけど、そのやるきっかけがですな、今さっきも言われたように、ごみをむしって一枚一枚探すことあるんですよ。たまに見ついたら、それで見ついたら言わんと、これ実はあんたとこのごみやから、これ困りますから注意してください言うたら、はい言うて直るんですよ。

(井上会長)

ああ、なるほどね。いや、だからね、北條さんね、その燃えるごみと燃えないごみのごちゃごちゃに入っている場合ですね、そういう場合はもう置いて帰ってしまうわけですか、ばって。

どうぞ。

(事務局 北條)

原則から言うと、ルール違反のごみはもう置いて帰るといことなのですが、状況によつての判断で、すぐ処分せざるを得ないような状況の場合は、対応する場合もございます。ただ、ルールで申し上げると、基本もう違反ごみは置いていくといことは、ルール上はそういう対応をさせていただいているところです。

例えば、ペットボトルであつたり缶であつたり瓶であつたりというのは、一定の期間を置いてもさほど問題はない部分にはなるのですが、いわゆる生ごみはやはりちょっとそういう被害といつか、2次被害にもなりかねない部分もあるので、そういうところについてはやむを得ずもう対応する場合もあるのですが。

で、あとそういう不特定多数といつか、どなたかがされているか分からない場合はもう現地に対する貼り紙の設置であつたりとか、場合によってはそういう近隣にある、そこは限定ができないのですが、近隣にあるような共同住宅であつたりとか、そういったところにビラ配布をオーナーさんにお声掛けしてさせていただいたりとか、そういうような個別の対応は別途そのところの状況に応じては対応させていただいているという状況でございます。

(井上会長)

山口さん、どうぞ。

(山口委員)

山口です。

本当に現実問題として困っていることがいっぱいあると思うんですね。で、私、パイプラインをいろいろやっていますので、パイプラインも同じように捨ててはいかないものを捨てる人がいるんですね。これまでも私どものマンションではれんがを3個も捨ててる人がいまして、パイプラインの中に、びっくりしたんですけども。

で、警察行きました、結局、この間。警察で何とかもうサポートできないかと相談に行きました、芦屋警察署に。そうしたら、芦屋警察署もいろいろな知恵を私たちにいただきまして、例えばそういう問題が起これば必ず啓発ポスターというのを今作って、各住戸まで配ってたりいろいろしてるんです。で、その中に警察の名前を入れていいよと、そういうことをしたら警察に届けます、警告しますというのはどうぞ入れてください。それから、もし人が分かれば、2回目やったら警告書みたいなのを作って、その人の家に一緒に警察も行きますということまで警察としては言ってくれたんですね。それから、監視カメラもいろいろありまして、ダミーの監視カメラを置いたらどうかとか、いろいろアイデアをくれたので、そういうのはもうこつこつともう長い時間をかけてやるしかないと思うんですね。ぱっと何かをして全てが解決することはないと思うんです、人間のやることです。だから、それはもう根気強く本当にやる人たちは大変なんですけどもそれをやる。

それで、カラス問題はあると思うんですね。私が知ってるところは組立て式とか、こうパチッとこう小さくなるそういうものを置いて、そこに入れて、終わったらまた自治会なりがそれを、道路邪魔になるので、パチッとするとかね、そういうものもありますし。

あと、私の住んでたところでごみ指定袋に名前を書くというところがあるんですね、甘木市というところなんですけども。で、それをやってみたんですよ。そしたら、いろんなトラブルがあったんですけども、マナー違反の人ほど名前を書かないんですよ。だから、せっかく名前を書いて、そこにやって、書くだらうと思ったら、マナー違反する人ほど何も書かなくて捨ててしまうというので、どうしようか。またほかの地域では個別収集にしているんですね。だから一軒一軒ごみを取りに行くんですね。で、福岡市の場合は夜、カラス対策などで夜出すと。で、夜回収するようにしています。で、そこに違法なものがあつたら、もうその家分かっていますから、そこ、だから、そこにもう置いたままです。で、貼り紙して、あかんよと。

だから、恐らく指定袋を作ったときにいろんなトラブルがあると思うんです。ですから、その辺はこのスケジュールを見たら、実証実験、試行というのは令和5年度の4-6になっていますけど、もうちょっと長く見て、いろんな、カラス対策もいろんなやり方があると思

ますので、現地の人というか、現場のやっぱり声を聞いて、その辺の試行錯誤の時間はもうちょっと要るかなと私は思います。そこでできるだけ出していく。それから、そこで終わりじゃなくて、恐らく1年後とか2年後とか、まだそのレビューしてこういう方法がいいんじゃないかということで、積み上げ方式で一つ一つ片づけていくと、そこはもう汗をかくしかないなと私は思っています。

(秋山委員)

あれ、ついでにちょっとこれは次元の低い話で恐縮ですけども、ついでにちょっと今この話の延長で、その指定ごみ袋にね、名前を書かないかんいうことを決めること自体問題がありますか。指定ごみ袋に名前書かなんだら回収せんということにしたら、点検するんやないですか。せやけど、名前を書くということがいかかとかあるでしょうけど、しかし、そのぐらいのプライバシーは認められるはずですから、どうや思うんですけど。いや、行政としていかんいう場合はそれでよろしいよ。せやけど、きちんとするためにね、その出すときには名前を、袋に名前書けと。そしたらぴしっといくんやないと思いますけどね。

(井上会長)

ああ、どうぞ。

(事務局 森田)

今、御提案の件については法的には直ちに違法とされるものではないと思います。現実には先ほど山口委員からもございましたけども、全国的に見れば他の地域でそういうことをされたところもあります。ただ、それをされた自治体はネットで炎上していました。

だから、今日的に言えば、特に本市のような都市部において、そういう取組を市がするということになる、市民の方のみならず全国からそれなりのネガティブな反応を覚悟しなければならないであろうと思います。それをあえて、そこを逆手に取って啓発につなげるという形もあるのですが、やはり今日的には、やはりプライバシー意識というのは非常に高うございますので、そのごみ袋に名前を出して、出せというのは現実にはなかなか難しいのかなど。

それを仮にやるにしても、多分市民の皆さんの意見をお聞きした上でないとできないでしょうから。

(秋山委員)

兵庫県のね、宍粟市では名前書いて出すようになってるでしょう。

(事務局 森田)

いや、ですからそれが住民の皆さんの総意として、それが御賛同いただければやりたいと思いますよ。ただ、私はこれまでいろいろな議会の中でも、ごみの問題以外でもプライバシーの問題、非常に指摘されますのでね、本市においてそこまでやるのは難しいのではないかと考えています。

ただ、これから説明会などでも機会を設けますので、そういった中で市民の皆さんの感触というのを探ることは可能だと思いますので、御意見としては承っておきます。

それと名前聞く以外にも、戸別収集という御意見もありました。これも個別収集はそのほうが便利だからというのでやってくれという御意見も根強くありますが、一方で戸別収集の場合はまさに名前書くのと同じで、要するに自宅の前に出しているということですから、特に独り暮らしの女性の場合ですと、ストーカー被害とかを誘発しかねないというような御指摘もありました。今、非常にそれは極端な例ではあるでしょうけど、そういうこともあります。特に、近年都市部の生活実態ということを考慮した場合にはなかなかその辺の個人名の記入とか戸別収集というのは難しい要素が多いのかなと今の時点では考えております。

(秋山委員)

ほいで、今言われました個別収集いうんは市がやる場合ですか、業者が委託受けてやる場合ですか。

(事務局 森田)

業者が回っているところもこれ、あくまで事業の実施主体は市でございまして、実施の方法として業者に委託しているだけですから、実施主体は市でございまして。実際に回るのは業者である場合も、それはまあ言えば、事業として特に区別しているわけではございません。実施方法の違いに過ぎません。

(秋山委員)

ありがとうございました。

(千田委員)

いいですか。

(井上会長)

はい、どうぞ。

(千田委員)

うちの地域は個別と集中と両方行っていて、私の家は個別です。他の地域の個別の方が

ら、やっぱりプライバシー問題はあると。中のごみがたまたま倒れて、近所の人に自分の出身の学校が分かってしまうということはあると思います。ただ、カラス問題とか、全部自分で何とかするということはあります。あと、見張りのボランティアをされている地域はありまして、仕事のない高齢な女性のごみの日は当番で立ってチェックしてると。で、そこで住んでいる人は大変らしいです。順番回ってきたり、仕事を持つてる人はできないとか、だから、いいような悪いような両方の面は聞いています。

あと、子供の安全のために犬のお散歩とかのついでにたすきか何かやって、子供の防犯ということをしているところもあるんですけど、それを今度ごみの見張りのたすきでも作って犬の散歩のついでにパトロールしているような格好をしていただくというのもありかなと。本当にボランティア頼りですけど、啓発になるかと。それはわざと行ってもらうんじゃなく、犬のお散歩のついでにとか、自転車の前につけてもらうとか、何かそういうふうにして、市全体で皆さん方が子供の安全プラス、そのごみのことも皆さんきれいにしましょうというような啓発みたいな、はどうかとかね。そういうポスターとか、そういう自転車の前籠につけるのも、子供たちに絵でも描かせて、子供たちにちょっと賞状もあげて選んでいくとか、何かみんなを巻き込んでいくというののもいかがかなと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

永田さん、これね、その袋を実施すると、有料でね、これ議会通すんですか。

(事務局 永田)

当然、議会にも説明させていただきます。袋についてはいろいろな御意見いただいたんですけども、運用も含めて、これからも話合いの中で、やっぱり市民の方にパブリックコメントも取りますので、例えば山口さんが言われるような試行期間をもっと長く取ったほうがいいんじゃないとか、他市さんに聞くと長く取ると、いつまでも試行と思って、いつから始まるのかがぼやけてしまうというところもあったりしましたので、一長一短もあったりもするんですけども、そういったところを含めてパブリックコメントでの意見を踏まえて最終、議会で承認していただくという形になります。

指定ごみ袋はあくまでスタートです。だから、指定ごみ袋を入れることで何か一気に解決できるとは考えてないんですけども、やっぱり今ごみのことを考え、何せ要は何でも捨てられると思っている方に、やっぱり1つ考えるきっかけ、ああ、じゃあこれ中身見えるのなら、何を捨てていいんだって考えてもらうきっかけにしたいんですね。やっぱり毎年のようにカレンダー配ったり、2年に1回ハンドブックを配っていますけども、やっぱりもう見ない人は見ないし、ばれなかったら何でもいいと思っている方が多いのは事実です。だけど、やっぱりそのごみというのは何度も言ってますけども、市だけが何かするんじゃなくて、市民

の方も事業者の方もそれぞれが自分事として捉えてもらう必要がありますので、それをみんなが話すきっかけにも、こうやって意見はすごく多くなっては、やっぱり市民の方は指定ごみ袋が入ることで、えってなる人も多いと思うんですね。今まで市に関心を持ってなかった人が、ああ、じゃあ結局どうしたらいいのって初めて思う、そういうきっかけにもなると思うんです。ですので、今回のスタートとして、一緒に協働してまちづくりを取り組むきっかけとして、まずは指定ごみ袋を入れてやっていけたらと思います。もちろん運用については、まずはその分別の細かいところまでいくのか、それともまた黒いごみ袋で、例えば、出す人だけは置いていこうかにするのか、そういうのもまだ全然これから決めていくところにはなるんですけども、そのためには、まずは1つのきっかけとして、指定ごみ袋を導入して、市民の方、事業者の方、行政が自分事としてごみの問題を捉えていくようになったらいいと思っていますので、指定ごみ袋のほうの導入を進めていきたいと考えています。

(井上会長)

ありがとうございました。

透明になれば、その燃えないものと燃えるものをね、ごっちゃにしてというのはある程度減るようには思いますけどもね。秋山様の御苦勞はね、もう重々よく分かりました。ということで、秋山様の御意見もね、ちょっと取り入れていただいて、そういう分別徹底の市民への教育もね、併せてお願いいたしたいと思います。

(山口委員)

ちょっとだけ確認でいいですか。

(井上会長)

はい、どうぞ。はい、山口さん。

(山口委員)

すみません。確認をちょっとしたいんですけど、非常に基本的なことで、ごみを捨てるときに、その市民の責任というのはどこまであるのかというのは、ちょっと今いろいろ考えてるんです。私は最終的にごみが、自分が捨てたごみがどのように処理されているのか、最後までやはり市民としてはきちんと知っておかないかんとは思いますが、取りあえず現段階で、パイプラインはちょっと違うんですけども、ごみを袋に入れて、置く。そこで管理をすると、清掃まで含め。市の責任は置いてあるやつを持ち帰って処理をすると。そのその何ていうんですか、責任は、要は明確なんですか。

(井上会長)

いかがですか。お答え願えますかね。

(事務局 永田)

はい。市のまず責任として、市民の方が出されたごみを処理する、要は一般廃棄物と言われたものを処理する責任は市にあります。ですから、そのごみの収集をどこの市もやっているんですけども、その責任はあります。その収集のルールについて、例えば先ほど、今回も最終的に議会に上げるかどうかという話になるんですけども、市によっては指定ごみ袋で捨てないといけないということを条例で責任に決めるところもあれば、あくまでお願いベースで指定ごみ袋を使ってくださいというところもあります。そこは市によって考え方が違って、その極端な例ですよ。極端な例は、じゃあ罰則も設けるという極端な例もやろうと思えばできますけども、あくまで芦屋市で、まず考え方としては、やっぱり一人一人意識を持って協働でやっていきたいところですので、指定ごみ袋を使うことについてはルール化するかどうかについてはまたいろんな意見があると思うんですけども、何か出してないな、罰則でとか、そういうところではなくて、ただ、その責任あるから責任を守らなかったから何かまでは考えてなくて、ただ、あくまで行政と市民と事業者さんと一緒になってやっていくものですので、また一般廃棄物に関しては、事業者さんに関しては、そのこれは産業廃棄物だよとか、いろいろその一般廃棄物の法律のほうでいろいろ決まっていくところもありますので、そういった国の法律とかを守りながら、その住みやすく暮らしやすいところで進めていけたらと思います。

(井上会長)

山口さん、どうですか。

(山口委員)

もうひとつちょっと分からなかった。僕の言うのは、その市民の責任として、じゃあ、袋においてその自治会が決めた場所に出すことまでが責任なのか、いうことであればカラスが来てもその自治会の責任ですよ。

(事務局 北條)

まずステーション自体ですね、ごみステーションの管理というのはその利用者の方で管理いただくということになります。ですから、市のほうでその部分についての運営とか、それは管理を行うということは、とても1つずつのところで対応はそこまではできかねる部分でありまして、で、そこについてはやはり利用される方で管理いただいている。で、そこで適切に出されたごみを収集する部分が市の責任ということにはなります。ただ、それを管

理するに当たりまして、それはそれでもう利用者でやってくださいというわけではなく、その啓発であったりというのは、そういう部分での協力はもちろん市がしていかないといけない部分にはなります。それはもちろんそうではあるのですが、管理の責任がどこにあるかという、利用者の方にやっていただくということです。

(山口委員)

ですよね。それで、最近は分別まで市民の責任としてやってくださいという私はそういう理解をしてるんです。

(井上会長)

どうぞ。

(事務局 北條)

ごみの分別についてはもう市のその廃棄物の処理の計画の中で方向等は定めておりまして、そこで定めた方向について協力いただくという中で、分別をして、そのルールどおりに出していただくという形も含めて、そこはステーションの利用の仕方ということになりますので、そこについても利用者のほうでしていただくというような考え方でございます。

(山口委員)

そうだと思うんですよね。だから、やはり市民をいかに市と一緒に、その辺の考え方なり、実施方法をきちっとしていくかというのは、恐らく今回掲げた大きいプランの中の1つやと思うんですね。だから、そこまでもう私もそうなんですけど、パイプラインもそうです。捨てた時点で自分の責任はもうないと、もう何でもいいからそこに入れば、もう全て自分にはもう関係ないというような意識を持っている方がおられるんですよね。その方の、たった1人のためにみんなが大変な目に遭うんですね、特にパイプラインはもう止まったりします。ですから、そこを今、一生懸命どうしたいのかということで警察の力まで借りて、何とかその市民の協力を得ながらいいものを一個一個つくっていかうと今してるそこなんです。

(井上会長)

ありがとうございました。

じゃあ、どうぞ。樋口さん。

(樋口委員)

まず西山町も世話になりまして、3か月、4か月もほったらかしのごみありまして、ワン

ルームの敷地内でしたので、いよいよ虫が湧いてきたのでね、もうワンルームの管理不動産屋さんと協力して、もう警察呼びました。で、そういうことになったんですけどね、要は転入届を出さずにワンルームにちょっと入って、してる人は転入届出したときにちゃんともらえる書類を全然もらってなくて、だから何を捨ててええか、まず分かってない方がおられるという実態があるので、不動産屋さんにもね、やっぱりPRの何かそういう、こういうことになっていきますよというのはミニコープであったり、そういう商業施設だけでなく、そういうところにも声掛けていかないとうまいこといかないのではないかと思います。

で、その捨てたものをすぐ持って帰ると、シール貼ったやつを次の週に持って帰ったら、ああ、そこは捨てたって持って帰ってくれると多分思うんですけども、捨てる側はもったいたたかで、いつまでも置いとったら、あそこ置いとつても捨ててもええん違うかということも判断されるので、できれば1週間仕方がないとしても、もう強制介入というか、業者が開けられるという何かそういう条例をつくってもらえたら、我々でなくて、業者が開けられる。もうあまりひどい場合ほったらかして何の対処もできてないものに関しては働いてる業者は開けてもいいと。で、自治会長に連絡とか、その管理されてるところに連絡とか、何かそういう強制的なこともちょっと入れないと、ずっと置いたままで3か月ほど置いたままでしたので、誰も触れないし。

結局最終的にカラスがほじくったやつで名前が出てきたので、そしたらよその町です。車でしゅっと下りてきて、ちょっと置いて、で、ああ、置いてるわ、置いてるわで7つぐらい。それが最終19個ほどまで広がっちゃって、で、一番上に乗ってたのは、その同じ町、私と同じ町の別のところに住まれてる方、まずその人のが出てきたので、そこへ警察行ってもうたけども、もともとあった最初のほうの人は分かってたけど、言わなかったんですよ。で、もうそれはもう自治会でその人のとこ行って、ちょっと怒ってきましたけども。

そういうこともさっきおしゃったように、もうこつこつ、こつこつしかないんですけどね、ちょっとその強制的なことがあるときはできるよってみたいなことにしてもらったほうが、ああ、持っていかにへんのやったら、置いてって大丈夫やというか、困るんは近隣で、持ってきた人は何の苦痛にもならないので、自分の家のごみが外へ出るだけですから、そういうこともちょっと考えて、これを機会にね。捨てた後の責任、捨てて責任終わりじゃなくて、捨てた後の責任をこのSDGsというんですか、そういうもので広めていく形のほうがいいんじゃないかと。その手段でこのごみの袋を指定したやつを買っていただくという方向がいいのではないかと思います。

(井上会長)

一言、部長、いただけますか。

(事務局 森田)

先ほども申し上げましたが、その業者に権限を付与するかどうかというよりは事業主体が市でございますので、それは市のほうで考えさせていただきます。で、多分に個別ケースの対応になりますので、ケース・バイ・ケースの判断になろうかと思いますが、お困りの際には情報をいただければこちらのほうで対応を考えさせていただきます。

(井上会長)

どうぞ。

(千田委員)

神戸市かどこかで、「廃棄物処理法違反です」って行って、「監視カメラつけてます」って書いてる若者向けのマンションのごみ置き場の近くで何か見た記憶があるんですけど、法律違反にはなるのですか。警察も動いてくれるかもというのであれば、その上、チラシとかそういう啓発もあんまりひどいところはそういう法律違反ですよという感じで、注意を促すということは可能ですか。

(事務局 森田)

可能、それはその廃棄の態様によるんですけど、その前の法律違反というのは、要するに不法投棄のことだと思いますので、そういうケースは本市においても、警告文を掲示したり、場合によっては監視カメラの設置なども地元の方と協議して検討したりしているケースはございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

議論はなかなか煮詰まってきたんですが、ちょっと時間もございますので、また次回に時間があればね、皆さんの御不満とかね、いただきたいと思います。

そしたら、続きまして、今度は芦屋市環境処理センター施設整備について、今度は尾川さんから、お願いします。

(事務局 尾川)

それでは、私、尾川のほうから説明させていただきます。

資料の施設整備説明資料、鏡、真ん中に(案)と書いてある資料なんですけども、これに沿って説明させていただきます。

まず、施設整備、芦屋市の環境処理センターの建て替えという形になるんですけども、皆さんも御存じのとおり西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議というのがありまして、平成29年度から令和2年度にわたって広域化の実現可能性について協議を行ってまいりまし

た。

結果としまして、両市はそのCO₂の排出量の削減の実現に向けてそれぞれが単独で、広域化ではなく単独で焼却炉の整備・運営について創意工夫の下に最大限の努力で取り組むという形になりまして、広域化は将来の課題という形になったところでございます。

そのような形で、芦屋市単独で焼却炉と資源化施設、いわゆる缶・瓶・ペットボトル、そういうものの施設を建て替えていかなければならないことになりました。芦屋市の焼却施設につきましては平成8年3月に竣工してから約25年が経過しております。延命化の改修工事を行っておりまして、現時点では令和11年度まで長期包括的運営業務委託を結びまして、延命化というのを図っております。

そういいましても、一般的な焼却施設というのは全国的に約20年から25年程度で廃止というところがほとんどでありまして、芦屋市の焼却施設及び資源化施設についても老朽化がかなり進んでおります。ごみを効率的・安全・適正に処理するという点からも、またCO₂の削減という環境に配慮した施設、これをこの今の浜風町の環境処理センターの用地内で段階的・計画的に整備していく必要があります。

先ほどの鏡の2番目なんですけども、施設整備の考え方としまして、国の廃棄物処理施設整備計画において、今後の施設、新しく建てる施設というのは、地域循環共生圏の核として、地域に新たな価値を創出することが重要であるとしています。

要するに、この芦屋市、芦屋市民、またはこの浜風町、その地域に焼却炉を建てることによって新たな価値を創出することが重要であるとなっています。その例としまして、エネルギー、例えば発電したエネルギーを使ってその利活用ですね。あと、防災拠点であること、環境学習の拠点であること、あと様々な多面的価値があります。こういうものの中で、芦屋市に見合った内容を考えながら整備を進めていくような必要があります。

次、先ほどの鏡の裏面、3番目の施設整備の進め方ですけども、今回の当審議会及びまた芦屋市環境処理センター運営協議会、こういうようなところで本日のようにこういう説明や報告を行わせていただいて、また御意見を頂戴しながら令和3年度中に施設整備基本構想というものを策定しまして、以降施設整備の基本計画を策定し、施設整備を行っていく所存でございます。

スケジュールとしまして、資料1の横の表ですね。今年度、令和3年度に基本構想を策定しまして、令和4年度から基本計画という形で移ります。焼却施設につきましては令和15年度から、資源化施設につきましては令和9年度途中から、供用開始を行う予定となっております。

次、先ほどの鏡の4番ですね。基本構想の策定の状況についてということで、体制としましては、基本構想検討委員会というものを設置しまして、副市長はじめ6名で構成し取り組んでおります。

次にその検討の経過を説明させていただきます。第1回基本構想検討委員会を7月2日

に開催しまして、環境処理センターの現状について、資料2、このパンフレット等により、ごみ処理の流れを確認しております。

次に、資料3ですね。基本構想の背景と目的ということで、まずはこの先ほどから申しあげている基本構想というのはこの度の施設整備、建て替えを進めていくための必要事項、関連する基礎データや動向等の調査、ごみ排出や処理量などのデータ調査を実施して、施設建て替えに関わる基本的な考え方、施設整備の方向性などの取りまとめを行って、少し下の括弧書きですね、基本構想の次の基本計画を検討する際にスムーズにスライドができるようにと考えております。

次に、資料3の2番目ですね。構想項目とその内容ということで、(1)番、基本方針ということで、施設整備、建て替えの方向性を示すものでありまして、上位計画等の理念・方針に沿った上で何をするのかといった大きな柱となるものでございます。

そして、次の2番等の将来のごみ量と3番の施設規模ですね。これは将来人口推計などにより整理、算定し行っております。

4番の処理技術、(処理方式)なんですけれども、燃やすごみ、どうやってごみを燃やすのか、焼却炉の方式ですね。燃やすごみの方式はその分類の特徴の整理を行って、大枠で処理方式について絞り込みを行いたいと考えております。

5番目の建設用地ですね。建設用地につきましては、法令等の適合とともに、浜風町の環境処理センター用地についての整備を行っていきます。

以下、事業方式ですね。あと財政制度、事業スケジュール、全体配置、このようなものの比較検討を行いまして、焼却エネルギーの利活用、こういうものに係る方針を検討して手法の整理を行ってまいります。

次のページなのですが、今やっております基本構想ですね、その兵庫県内での具体例としまして、宝塚市さん、尼崎市さん、三木市さん、この3市についても基本構想を策定されております。また、それについて、その各市さんがどのような状況、基本方針が6つあるとか、理念が4つあって、その理念ごとに方針が3つある、基本方針4つであるとかいう形で検討を行っている表をつけさせていただいております。

その資料4ですが、これはちょっとページ数が多数になるので、前のスライドを見ていただきたいのですが、策定事例としまして、先ほどの宝塚市さん、尼崎市さん、三木市さんの基本構想となっております。まずは宝塚市の概要版なのですが、基本方針は6つですね、下のほうに方針1、方針2、方針3、方針4、方針5、方針6という形になっております。1としまして、循環型のまちづくりに寄与する施設、2では安全で環境保全に優れた施設などを掲げています。続く尼崎市さん、三木市さん、またその他の事例等を見ましても、国による施設整備の方向性を踏まえたものとなっております。

次に進みますと、構想としてまとめられた内容です。検討方針は6つの項目で整理されて、今後の検討・選択などが可能な格好となっております。また、宝塚市さんはこのような形

で整理されております。

続いて、尼崎市さんですけれども、尼崎市さんの1枚物なのですが、これもこのような形で理念1、2、3、4とありまして、それぞれにこういう形でまとめておられます。

続いて三木市さんですけれども、三木市さんの4枚物なのですが、このような形で概要版をまとめて用地設定等も行って検討されております。

続くページなのですが、その基本構想の本編、宝塚市さんの本編となります。目次にありますとおり、10項目についてまとめておられます。

6ページ、7ページの3、施設整備の基本方針というところでは、各テーマを設定した背景の記載があり、次の8ページの4ですね、処理方式の検討方針では今現在、現存する方式や技術的な面を網羅して、留意事項を掲げて次の基本計画に向けた基礎的な整理をされております。

次に進みますと、尼崎市さんの本編となります。これは120ページあります。

続いて三木市さん。策定事例を見ますと、基本方針や多面的価値の創出、または市個別での課題解消についてテーマとか目標を押さえて策定されております。

現在のこの燃やすごみの処理、焼却炉につきましてはコロナ禍による人の動きや、あとプラスチックですね、容器包装プラスチックまたはその他一般的なプラスチック、その課題、また低炭素化社会ということで、CO₂の削減など、この辺の動向を踏まえて慎重に検討していく必要があります。

続きまして、資料5なのですが、これも基本構想検討委員会で話した内容ですけれども、ごみ処理の現状及び課題ということで、ごみ処理の流れと分別区分を整理しております。12分別があるということを書いております。

続きまして、その資料5の3ページですが、ごみの排出量としまして、合計量としましては減少傾向であると。排出別で見ますと、生活系のごみは減少傾向を示してはいたけども、令和2年度は増加となっています。これはコロナによる外出自粛とか在宅勤務、テレワークですね、それに伴って家庭ごみが増えたのが要因でないかと認識しております。一方、事業系ごみに関しましては増加傾向を示した後に令和元年度以降は減少しております。

続きまして4ページですね。1人1日当たりのごみ排出量ということで、全体を見ると減少傾向を示しております。令和2年度はちょっと微増という形になっておりますけれども、全体としては減少傾向にあると。排出別では、燃やすごみと一時多量ごみは減少、燃やさないごみと粗大ごみに関しましては増減を繰り返しております。

続きまして5ページですけれども、ごみの性状データということで、種類別の組成の割合ですね。順番としまして、紙・布類、合成樹脂類の順が高くありまして、三成分では可燃分の5年平均が約54%という形になっております。

続きまして6ページです。ごみ処理量の推移ですが、焼却処理の搬入量は減少傾向、次の破砕選別施設の燃やさないごみ・粗大ごみは増減を繰り返し、おおむね増加傾向ですね。ペ

ットボトルの量は増加しております。

続きまして8ページですけれども、最終処分量として焼却処理後の灰ですね、これに関しましては令和元年度までは減少傾向、その後、横ばいの状況です。次の再生資源量というのはおおむね増加傾向、集団回収量は減少して、リサイクル率は横ばいとなっております。

9ページですけれども、平成22年度からの推移ですけれども、生活系ごみのうち、燃やすごみ・燃やさないごみは令和2年度までは増加していますけれども、コロナによって人間の動きが変わったということが影響と分析しており、今後の推移を把握していく必要があります。その量自身は減少してきております。事業系ごみに関しましても減少しています。ごみ排出量のトータルとしては減少しています。焼却施設の処理量は減少、資源化施設処理量では増減を繰り返していると。そして、灰ですね、最終処分量の数値としましては、令和2年度を除いて減少傾向となっております。

以上が現状と課題となります。

これを第1回の基本構想検討委員会で説明させていただいて、次、第2回に関しましては、ごみ処理技術や焼却エネルギーの利活用ということについて調査しております。

資料6を御覧ください。資料6に関しては、こちら前で掲示させていただきます。

可燃ごみの処理技術の内容ということで、分類表のように焼却、ごみ燃料化、メタン発酵、ほかの技術という形で説明させてもらっています。芦屋市みたいな都会といいますか、こういうところではいわゆるメタン発酵、焼却とメタン発酵以外の5つの技術は処理による生成物や残渣の2次処理というのが必要になるなど現実としては採用に至ることは困難でありますし、焼却とメタン発酵、メタン発酵はその残渣について結局は焼却をしなければいけないので、それについて調査、整理しております。

焼却というのは、いわゆる焼却炉なのですが、ごみを高温で酸化させて衛生的に処理をして容積を減らします。下の分類表のとおりにストーカ式、流動床式、その他の方式があります。ただ、歴史と実績があって今の浜風町の環境処理センターでも採用されているストーカ式、これが一般的でございます。次いで流動床式という形になっております。

それでストーカ式の概略図を説明しております。このストーカ式というのは特徴としまして、長い歴史がある、技術的にかなり成熟しており信頼性が高い。導入事例もかなり多数で、ごみの持っている熱量、カロリーですね、それで自然が可能でありますので、ほかの方式と比べて電気代、電力消費が少ないとなっております。課題としましては、焼却炉を立ち上げるときと、火を消す、立ち下げ、それに時間がかかる。補助燃料として都市ガスというのが必要になっております。あとは、焼却灰、焼却残渣の量が多いということが課題として挙げられます。近年の兵庫、大阪で言いますと神戸、高槻、寝屋川など、こういうところがストーカ式。現時点でこの兵庫、大阪で言いますと、約8割がこのストーカ式を採用しています。

続きまして6ページ、メタン発酵ですけれども、酸素のない環境の下で微生物の働きによって有機物を分解させて、それによってメタンガスや二酸化炭素を発生させる。可燃ごみとし

て焼却処理されている生ごみ等の廃棄物系バイオマスについて分別収集または機械選別を行って、メタン発酵させてバイオガスというのを回収します。このガスを利用してエンジンの発電等を行うもの。メタン発酵のみの方式のほかにも、焼却施設を建設する必要があります。

分類として発酵槽へ投入する固形物濃度の違いで湿式と乾式、発酵温度の違いでは中温と高温になります。これの特徴としまして、総合的な環境負荷の削減が可能と、焼却処理量の減量化は可能。生ごみをメタン発酵させますので、その焼却量が減る。ただ、その分生ごみだけを取り出すということが必要になる。課題としまして、バイオマス以外の可燃ごみは別途の中間処理が必要。あと、発酵による残渣が有効利用できない場合はその処理が必要になってきます。整備事例としましては、京都市とか、南但広域とか、あと養父市と朝来市の事務組合等があります。

今、説明したストーカ式とメタン発酵について整備実績を次に調査しております。焼却施設過去 10 年間で 145 施設ほど整備されております。内訳としてはストーカ式が最も多く、続いてシャフト炉式ガス化溶解方式、流動床式となっています。

年度ごとを見ても、消費電力が少なく、CO₂も削減できて、安定稼働が確保されている等の理由からストーカ式がかなり多くなっております。

続きまして 10 ページ、メタン発酵の実績になります。過去 10 年間を見ますと 7 施設ほどで、そのうちの 4 施設につきましては焼却炉、焼却施設も併設されております。バイオマスの利活用という流れもありまして、検討段階、要は多くの自治体が検討していますけれども、敷地面積や規模の点から大体却下されていまして、普通の焼却炉のみという形になっているところが多いとのこと。

続きまして、今度、資源化施設なのですが、リサイクル施設の処理技術ということで、いろいろなものを検討しております。ここでは時間の関係で割愛させていただきます。

続きまして 22 ページ、焼却エネルギーの利活用に関する調査ということで、フロー図の左側、焼却炉、そして、焼却炉の排ガスによるエネルギーは、ボイラー、熱交換器によって、蒸気、空気、温水の形で利用可能。配管を使って輸送し、その最終利用先でその熱を放出させ、空調温水や冷凍機等に利用することができます。焼却炉の排ガスを、それを使いましてその発電をしたり熱交換を行って温水をつかって空調に使ったり、お風呂のお湯に使ったりしております。

また蒸気に関しましては、タービンを駆動させることで動力源として使用できて、発電機により電力に変換させます。これは焼却炉自身の電気をまかなうだけでなく、電気の余剰分につきましては売電等を行っております。

続きまして余熱利用の状況で、過去 10 年間の実績を見ています。発電は約 7 割ですね。7 割の施設で行ってまして、温水利用は 2 割、発電も温水利用もなしというのは 1 割ぐらいの形になっています。芦屋市の浜風町の環境処理センターにおきましては、この熱エネルギーを温水に利用して使っております。

次、24 ページですね、その熱利用の事例としまして、芦屋市で施設整備を行った場合は焼却量につきましては1日 100 トン以下になると想定されますので、相当する事例として京都の木津川市等が似たような形になると思われまます。ここでは電力供給を行っておられます。

最後に、多面的価値を創出する廃棄物処理施設に関する調査ということで、先ほど申しましたように焼却炉を建てる、建て替えるというだけではなくて、焼却炉の処理機能に加えて、地域のエネルギー供給とか防災などの拠点機能という能力を持たせて、地域の魅力の向上や課題解決に資する施設として価値を高めるような取組が進められております。事例としまして武蔵野市さん、地域エネルギーの供給拠点として、周辺の公共施設、市役所等に熱と電気、蒸気等を連続的に供給して、同時に防災拠点としての機能を継続できるように災害時にもエネルギー供給できるシステムが構築されております。

事例4としまして、今治市さん。地域防災訓練としての機能を有することに加えて、フェーズフリーという概念の下、21世紀のごみ処理施設、今治モデルとして整備されております。防災拠点として、非常用発電設備の整備、また避難所、授乳室、和室等が整備されております。

事例5としまして、京都市。バイオマスの利活用としてメタン発酵を行っておられまして、ごみ発電に加えて生ごみをバイオガス化する施設を建設されています。発電能力として一般家庭の3万6,000世帯の年間電力を賄えるような能力がございます。

第2回に関しましては以上のように事例を研究しました。

第3回については昨日行ったのですが、建て替え事業の事例の調査ということで、豊中市にあります豊中伊丹クリーンランドの視察を予定していたのですが、今の大阪府に出ています緊急事態宣言によって、延期をさせてもらっています。また、その視察に行くときに質問を用意していたのですが、それを質問回答いただいたのでそれについていろいろ議題を委員の方に集まっていたいただいて事例を見て、その質問の回答について議論をしていただきました。

このような形で施設整備につきまして芦屋市環境処理センター施設整備基本構想検討委員会というのを立ち上げまして、今、第3回まで行ってきたところでございます。これに関しまして、今年度中に基本構想というのをまとめさせていただいて、パブリックコメントという形で御意見を頂戴して、令和4年度に基本計画を策定して行って、工事を進めていきたいと思っております。

施設整備につきましては以上となります。御意見よろしく申し上げます。

(井上会長)

どうもありがとうございました。

ですから、今のお話は基本構想策定のお話ということですよ。この廃棄物減量等推進審

議会からの意見も取り入れていただくとのことですね。今日だけじゃなくて、次回以降ということになると思いますけどね。

(事務局 尾川)

そういう形になります。

(井上会長)

そういうことですね。

(事務局 尾川)

はい。

(井上会長)

じゃあ、今のお話で何か御質問等ございましたら。

どうぞ、樋口さん。

(樋口委員)

一市民としましてね、新しくごみの焼却場ができるという情報をもらったときに、災害が方々で起こってますよね、地震だけでなく、もう今は雨であったり。で、その後の市民が困るのはとにかくそれを処分していくところが困るとするのは、もうずっと日本国中、起こってることで、そのキャパというか、そういうものを前提に何か焼却キャパというんですかね、そういうものができてるとするか、そういう考え方はあるんでしょうか。

(井上会長)

どうぞ。

(事務局 尾川)

焼却炉の能力につきましては、将来の人口からのごみ量だけではなくて、そのいわゆる災害廃棄物というのを焼けるようにプラスアルファ、パーセントを追加しまして、それで能力を決めてまいりますので、ある程度の災害廃棄物に関しましては能力として見込んでおります。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

どうぞ。

(事務局 森田)

ちょっと補足をさせていただきますけど、恐らく樋口委員が想定されている近年あちこちである激甚災害などで非常に災害の、後の問題もあるのですが、事故の災害後のその問題というのは非常に大きな問題です。

ただ、それを想定して炉の処理能力を設定するかというと、それは現実的ではないなど。基本的には日常的に処理する量が基本になります。災害時の対応については、例えば兵庫県の場合は、兵庫県下全ての市町で災害時の応援協定を結んでおります。ですので、例えばもう市内で処理できなくなった分は市外の施設に持って行って処理をお願いすると。兵庫県内で無理であれば、これも全国的にそういう応援ということになるかと思いますが、少なくとも兵庫県内では全ての市町がそういう協定を締結して対応するという形になっています。

ちなみに阪神・淡路大震災のときは福井県の最終処分場で埋立処理をしていただいたという実例もございます。我々が災害時の対応として非常に大きな課題だと考えておりますのは、その処理する前に一時的にそのごみをどこに置いておくのかということですね。町中から収集して、どっかに集積しておかないといけない。で、阪神・淡路大震災のときは例えば今の高浜町の市営住宅が建っている、当時は芦屋学園のグラウンドでしたけど、あそこに積んだり、または南芦屋などの住宅ができておりませんでしたので、あそこに仮の焼却炉を造ったりということで対応したのですが、今、市内見渡してそういう広い空き地スペースというのはほとんどございませんので、災害時の一時ごみ置き場の確保というのが、むしろ非常に大きな課題だと考えてございます。ただ、これも置き場の問題でございますので、到底、今の環境処理センターの敷地内では対応できませんから、今回の施設整備とは別の問題として災害時の対応の課題の1つと考えております。

(井上会長)

ありがとうございました。

ほか何かございますか。桑田さん、今日御発言されてませんが、何かあったら。

(桑田委員)

いや、商売人代表として来ていますので、別に今の施設の話も専門的な、技術的なところを言われても、私もピンと来ませんし、あとはよくほかの委員会で検討して何かあればいいなど。ただ、資料5まで見た結果、現状把握はできるんだけど、課題というのがもうひとつ見えなかったんで、そこら辺はもう次回の委員会で多分メリット、デメリットの提言があって、これを選択した場合はこうですよという。その中で見えてくるのかなと思うので、今までのお話的には特に意見というものはありません。むしろさっきの指定ごみ袋のほうの意

見はありますが、今、発言していいものでしょうか。

(井上会長)

どうぞ。

(桑田委員)

ちょっとその話が戻ってしまって申し訳ないんですけども、指定ごみ袋の件に関しては、非常に市民と事業者の意見を反映した資料になってましたので、よくできてる資料やなど完全に思ってます。あとはどう啓発するか、スタートっておっしゃいましたけど、次の二歩目をどうするかであったりとか、カラス対策とかね、それは次のステップ、別の問題と、完全に別に切り離すことはできないんですけども、そうすると、ごみを混ぜて出す人をどうするか。はっきり言ってしまうと、市民の民度の問題ですから、それがこのごみ袋の指定に関係するのかなと言うと、ちょっと別の問題なのかなと。なので、時間をかけて、山口委員がおっしゃったように、時間をかけてしっかりと啓蒙活動を続けていく第一歩としては非常によくできているのかなと思っております。

(井上会長)

これを機会にももちろん教育をもうちょっとやっていただいいてこうという話ですよ。ほかいいですか。浅田さん、いいですか。

(浅田委員)

じゃあちょっとだけ。

(井上会長)

どうぞ。

(浅田委員)

ちょっとこういう仕事に携わってるんで、あまりしてはいかんかと思うんですけども、100トンというのはエネルギー的に自立するかどうかのぎりぎりのラインなんですよ、今現在。ですから、できるかだけ、20%以上の発電効率の炉がこの規模で最近出ますので、その程度の発電ができるような設備を計画して自立して、なおかつ電力を供給できるぐらいの、そういったものをよく調査してつくっていただきたいと思うのが1つ。

もう一つ、環境アセスメントについてはあまり記載がないので、その辺りについてもちょうと情報をいただきたいなと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

これは、アセスメントは実施するんですね。どうですか。

(事務局 尾川)

実施します。

(井上会長)

しますよね。

(事務局 尾川)

はい。

(井上会長)

ということで、ほかいいですかね。ちょっともう時間が今 15 分ほどオーバーして申し訳ないんですが、そしたら本日の議事はこれで終了させていただきたいと思います。皆さん、御協力どうもありがとうございました。

今後の日程の説明を事務局様からお願いします。

(事務局 永田)

本日は皆様ありがとうございました。

また時間がちょっと過ぎてしまって申し訳ございませんでした。

次回なのですが、10月下旬から11月上旬にかけて1回開催させていただくことを予定しています。あと、今回の指定ごみ袋案と概要が議会にも出てきますので、その意見を踏まえたその概要の、もう少し、まず今は概要ですので、実際の計画の本編をつくっていく必要がありますので、その具体的な話に入っていきたいと思います。ですから、具体的に、例えばこういったところを目標と持っていこうかとか、こういった数値、だから、次の数値はこれぐらいじゃないかとか、もう少し今の概要を進めたところになってきます。

で、今回の指定ごみ袋も含めて、これはスタートだと思っていますので、これも御縁なので、いかにいいものをつくっていくか、その一歩と考えてますので、また一緒に御協力いただけたらと思います。

こういった細かい話に入りますので、まずその分科会で実際ごみをどの辺にしていこうか、目標にしようかとか、こういったところのその数値だけじゃなくて、例えばその事業者の方の契約率を見ていこうかとか、そういったところですね。何を目標としていこうかとか、そういったところをまたそれまでに分科会で一度開催させていただいて、その細かいとこ

ろの話をして、その上で秋に審議会を開催させていただけたらと思います。

またちょっと緊急事態宣言がこの後どうなるのか分からないので、次회가Z o o mになるのか、またこういった形でお集まりいただけるのかは分かりませんが、次回は秋に開催いたしますので、また御協力のほうをよろしく願いいたします。

(井上会長)

本日は皆さん、本当に暑い中どうもありがとうございました。今後どうぞよろしく願いいたします。

そしたらこれで終了いたします。